



タッチ決済(2)

— タッチ決済に関する注意事項 —

山本 正行 Yamamoto Masayuki 山本国際コンサルタンツ代表
明治学院大学・関東学院大学講師、決済サービス事業の企画、戦略立案を専門とするコンサルタント。消費生活相談員を対象とした研修も実施。講演、執筆多数

タッチ決済(スマホ版)使用上の 注意事項

タッチ決済はコード決済と異なり、使用時に読取機にスマホをタッチさせるだけで支払いが完了します。スマホアプリを立ち上げてコードを表示するなどの操作が必要なコード決済よりも簡単で便利という評価もあります。しかし、タッチ決済はその機能に起因する次のような注意点があります。

●複数のキャッシュレス決済サービスを登録した場合

店舗などで読取機にスマホをタッチする際に、登録したサービス(カード)のどれを使用するかを指定する必要があります。例えば、タッチ決済アプリの1つApple Payで複数のカードを登録している場合、使いたいカードをあらかじめ選択しておき(図1①)、店舗の読取機にスマホをタッチさせます。カードを選択しなかった場合は一番手前に表示されているカードが用い

られます(図1②)。複数のカードの表示順序は手前に表示したいカードを下の方向にドラッグ・ドロップすることで入れ替えることができます(図1③)。こういう使い方は慣れれば簡単なことですが、タッチ決済はタッチするだけとはいえ、利用者が意識してカードを選択しておくなどの基本操作が必要です。

●スマホの画面ロックを無視して利用できる設定がある

Apple Payに登録したカードに「エクスプレスカード」と呼ばれる機能を設定すると、スマホがロックされた状態(画面ロック)でも、読取機にスマホをタッチすると反応し利用できるようになります。Apple Payでは交通乗車券を登録すると自動的にエクスプレスカード機能の設定がなされ、画面ロックの状態でも読取機にスマホをタッチさせるだけで支払いが完了します。交通乗車券以外のサービス(カード)にも任意でエクスプレスカード機能の設定ができるものもあります。Google Payでは交通乗車券を登録すると画面ロックを無視する設定になります。

交通乗車券は基本的にプリペイド方式ですので残高以上の額は利用できませんが、クレジットカードからのオートチャージ機能を設定している場合、スマホの盗難

図1 タッチ決済アプリにおけるカードの選択

※図はすべて筆者作成



時に悪用されてしまう可能性もありますから、注意が必要です。

タッチ決済に関する制度の整理

「タッチ決済」は特定のキャッシュレス決済を指す用語ではなく、利用形態の1つを表しています。そのため、タッチ決済そのものを規制する制度は存在せず、タッチ決済として利用するキャッシュレス決済サービスが何かによって根拠となる制度が変わります。また、Apple Pay、Google Pay、それぞれのアプリはタッチ決済のサービスをまとめて収納する電子的な「お財布」ととらえます。これと同じ意味で、スマホアプリがキャッシュレス決済の「媒体」とであると表現されることもあります(図2)。

図2 タッチ決済アプリの位置づけ

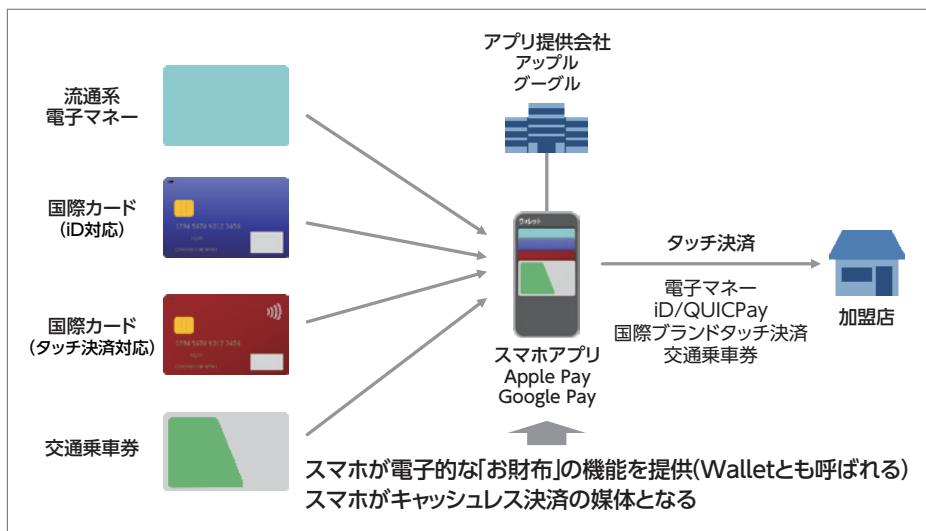
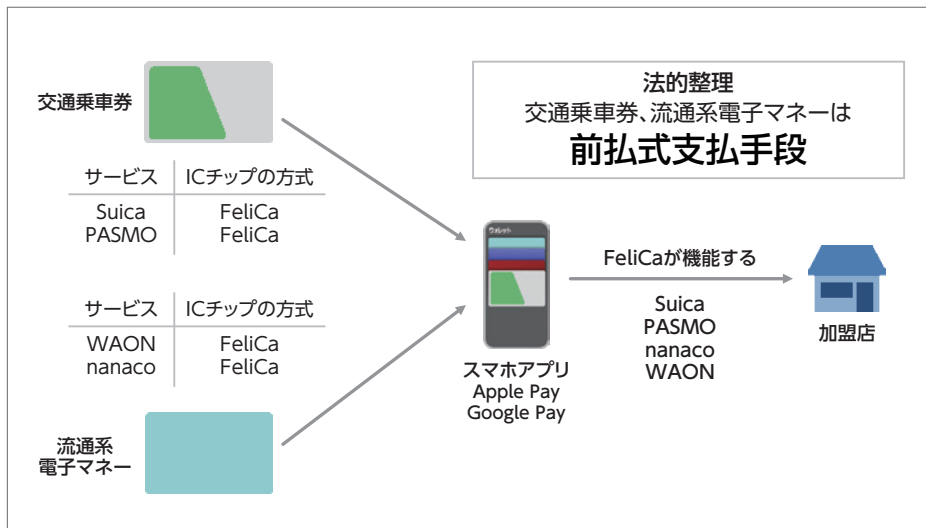


図3 タッチ決済アプリに電子マネーを登録した場合の整理



Apple Pay、Google Payが対応する代表的なキャッシュレス決済サービスの根拠となる制度は次のとおりです。

〈交通乗車券(兼電子マネー)〉

Apple Pay、Google PayのどちらもSuicaとPASMOに対応します。Suica、PASMOは交通乗車券ですが、残高を電子マネーとしても利用できることから流通系電子マネーWAON、nanacoなどと同じ前払式支払手段(ICカード型)に分類されます(図3)。利用者がトラブルに巻き込まれた場合の問い合わせ先はアプリ提供事業者(アップル、グーグル)ではなく、使用した交通乗車券のイシューア(SuicaはJR東日本、PASMOは株式会社パスモ)となります。

なお、交通乗車券は前払式支払手段の例外と

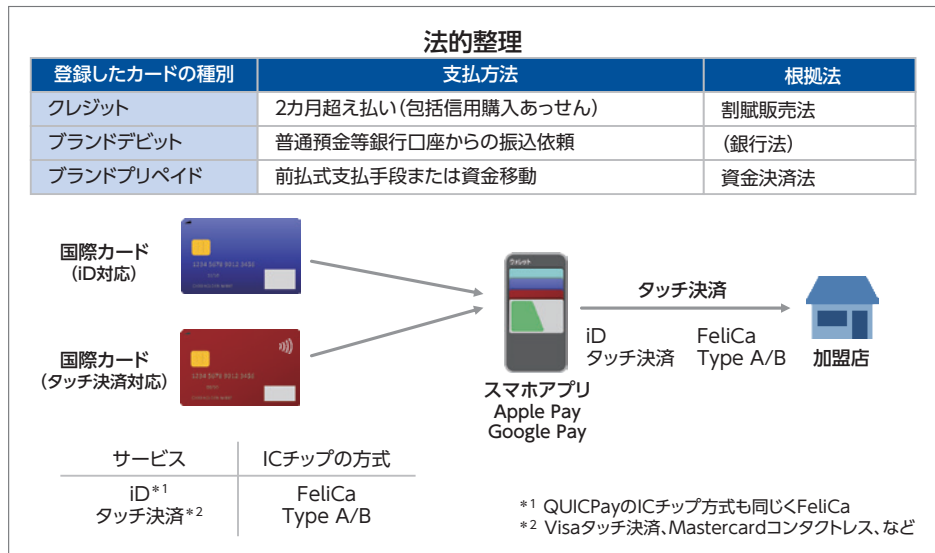
して使わなくなった残高の払戻しに対応していません(電子マネーを含む他の前払式支払手段は残高の現金払戻しが原則禁止されている)。カード型の交通乗車券の場合、専用のATMやCD機(キャッシュディスプレイ)、または鉄道会社の窓口などで払戻しを受けられますが、Apple Pay、Google Payの場合は、利用者がアプリを操作して指定した銀行口座に払戻し手続きを行うようになっていまずので注意が必要です。

〈流通系電子マネー〉

Apple PayはWAONとnanacoに、Google Payはそれらに加えて楽天Edyにも対応します。すべて制度上は前払式支払手段(ICカード型)に分類されます(図3)。Apple

Pay、Google Payを通してそれらの電子マネーを利用した場合でも、Apple Pay、Google Payは「お財布」の機能しか提供しておらず決済には関与していません。そのため、利用者がApple Payを使って支払った際にトラブルに巻き込まれた場合などの問い合わせ先は、先に述べた交通乗車券を登録して使用した場合と同じ

図4 タッチ決済アプリに国際カードを登録した場合



く、Apple Pay、Google Payのアプリを提供するアップル、グーグルではなく、実際に使用した電子マネーの発行会社(イシューア)となります。

〈iD / QUICPay〉

iD / QUICPayは国際カードに付随するサービスで、それ自体が対象となる法律はありません。Apple Pay、Google Payに登録して利用した場合は、iD / QUICPayが付随する元の国際カードの規制に従います。元の国際カードがクレジットであれば包括信用購入あっせんに当たり、規制法は割賦販売法(2カ月以内の支払いを除く)、ブランドデビットの場合は銀行口座振込となり、広い意味で銀行法の範ちゅうですが、デビットカードでの決済に関して苦情処理を銀行に義務づける制度はありません。ブランドプリペイドの場合は、前払式支払手段か資金移動のどちらかですが、どちらの場合も資金決済法の適用を受けます(図4)。

電子マネーを登録した場合などと同様、利用者が支払いに関するトラブルにあった場合の問い合わせ先は、アプリ提供者(アップル、グーグル)ではなく、元の国際カードの発行会社(イシューア)です。

〈国際ブランドのタッチ決済〉

Visaタッチ決済、Mastercardコンタクトレスなどの国際ブランドによるタッチ決済に対応した国際カードをApple Pay、Google Payに登

録した場合は、登録した国際カードがクレジット、ブランドデビット、ブランドプリペイドのどの種別かによって、対象となる規制が異なります(図4)。国際カードの規制はiD / QUICPayの項に記した内容と同じです。利用者が支払いに関するトラブルにあった場合の問い合わせ先がアプリ提供者(アップル、グーグル)ではなく、元の国際カードの発行会社(イシューア)という点も同じです。

コード決済との違い

タッチ決済のアプリであるApple Pay、Google Payは電子的な「お財布」の機能を提供するだけで、キャッシュレス決済機能を提供するわけではありません。それに対してPayPayなどのコード決済用のアプリはキャッシュレス決済機能を提供します。その違いは、利用者による決済が絡む苦情処理を誰が行うかという点に表れます。タッチ決済の場合はこれまで述べたとおり、基本的に登録したカードなどの発行会社(イシューア)が行うのに対し、コード決済はアプリの提供会社や運営会社が行います。例えばPayPayの運営会社であるPayPay株式会社は、前払式支払手段発行者、資金移動業者として金融庁(財務局)の登録を受けており、資金決済法に定められる利用者の苦情処理体制の整備(前払式支払手段に関して)などが義務づけられています。